（記載上の注意）

１．事業年度の期間が４月１日から翌年３月31日までの間である暗号資産交換業者が、法第63条の15第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

２．「暗号資産の名称」の欄には、取り扱う暗号資産ごとに記載する。

３．外国暗号資産交換業者にあっては、国内に住所を有する利用者に係る残高についてのみ記載する。

４．「(1)　自己勘定　(b)　暗号資産」及び「(2)　顧客勘定　(b)　暗号資産」の表中、括弧書きには取り扱う暗号資産で用いている単位を記載する。

５．［略］

（第５面）

６．苦情処理及び紛争解決の状況

［略］

（記載上の注意）

指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称、指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在していない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第２　暗号資産交換業に係る収支の状況（日本国内における暗号資産交換業に係るものに限る。）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

（記載上の注意）

１．暗号資産交換業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

２．［略］

以　上

（記載上の注意）

１．事業年度の期間が４月１日から翌年３月31日までの間である仮想通貨交換業者が、法第63条の15第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

２．「仮想通貨の名称」の欄には、原則、取り扱う仮想通貨ごとに記載する。

３．外国仮想通貨交換業者においては、国内に住所を有する利用者に係る残高ついてのみ記載する。

４．「(1)　自己勘定　(b)　仮想通貨」及び「(2)　顧客勘定　(b)　仮想通貨」の表中、括弧書きには取り扱う仮想通貨で用いている単位を記載する。

５．［同左］

（第５面）

６．苦情処理及び紛争解決の状況

［同左］

（記載上の注意）

指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称、指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在していない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第２　仮想通貨交換業に係る収支の状況（日本国内における仮想通貨交換業に係るものに限る。）

（単位：千円）

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

（記載上の注意）

１．仮想通貨交換業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

２．［同左］

以　上